

特定建設作業

～実施届出の手引き～



目 次

特定建設作業実施の届出	2
届出書の記入例	4
よくある質問	6
建設工事に関する留意事項	7
特定・指定建設作業の種類	8
特定建設作業の騒音と振動の規制基準	10
指定建設作業の騒音と振動の勧告基準	11
「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」のご案内	12



特定建設作業実施の届出

騒音規制法・振動規制法の特定建設作業を伴う解体工事等を行う場合、次の要領により届出が必要です。ただし、作業が1日で終了するものについては届出不要です。

1. 適用地域

区内全域（下記の適用除外地域を除く）

※適用除外地域

（ 海岸2丁目7番
海岸3丁目6番の一部、10番、23番の一部、24番の一部、25番の一部、26番～33番
港南5丁目8番の一部、9番～12番
六本木7丁目23番の一部
南麻布4丁目12番の一部

2. 届出者

特定建設作業を伴う解体工事等を施工する元請業者

※法人にあっては代表権を有する者に限る。

3. 届出期限

特定建設作業の開始日の 7日前まで

（例）

「7日前までに提出」とは、届出の日及び作業の開始日を含みません。例えば4月11日から特定建設作業を開始する場合、4月3日までに届出書を提出することを言います。

※7日前が閉庁日（土曜・日曜・祝日等）の場合には、それより前が届出期限になります。

4月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

届出期限

7日前

特定建設作業開始日

4. 届出先

港区環境リサイクル支援部 環境課 環境指導アセスメント係
（港区役所8階）

所在地：〒105-8511 東京都港区芝公園1-5-25

電話：03-3578-2491～2（直通）

受付時間：午前8時30分～午後5時

※土曜・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。



5. 届出書類（特定建設作業実施届出書）の記入方法（記入例 4 ページ）

下記の書類を2部（正本・副本）提出して下さい。

特定建設作業実施届出書

ホチキスで綴じる



※ 港区ホームページ (<https://www.city.minato.tokyo.jp/>) から、特定建設作業実施届出書の様式がダウンロードできます。

ホーム>申請書ダウンロード>環境・ごみリサイクル>環境関連法令等による各種規制と届出届出様式一覧>特定建設作業 ⇒ 様式第9 特定建設作業実施届出書（騒音・振動一体型）

① 届出日

特定建設作業を開始する日の 7日前 までに提出（届出日と作業開始日を含まず、中7日以上空ける）。

② 届出者

元請業者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）及び住所を記入する（押印不要）。

※代表者とは、法人の代表権を有する者です。（例 代表取締役、代表社員）

③ 建設工事の名称

具体的な名称を記入する。例→〇〇ビル新築工事、〇〇ビル解体工事、〇〇ビル改修工事

④ 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類に丸をつける。

※（例：「くい打ち機を使用する作業」と「さく岩機を使用する作業」等複数の作業を行う場合、該当する作業に丸をつける）

⑤ 特定建設作業の場所

地番ではなく住居表示で記入のこと。

⑥ 特定建設作業の実施の期間

届出作業の全期間を、日曜、休日を含めた 延べ日数 で記入する。

⑦ 作業日数、時間

実際に作業を行う日数、一日の実働時間 及び開始・終了時間を記入する。

※休憩時間を設ける場合は、休憩時間を抜いた作業時間を実働時間とすること。

⑧ 発注者の氏名、住所及び連絡先

発注者（施主）の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所及び連絡先を記入する。

⑨ 届出者の現場責任者の氏名及び連絡先

元請会社の現場責任者 の氏名及び連絡先を記入する。

⑩ 下請人氏名、住所及び連絡先

下請負人が特定建設作業を行う場合は、下請負人の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所及び連絡先を記入する。

記入例

特定建設作業実施届出書

① ○年 ○月 ○日

(あて先) 港 区 長 殿

騒音受付	振動受付

届出者 住 所 港区芝公園〇-〇-〇〇

(元請事業者)

〇〇〇〇建設株式会社

② 氏 名 代表取締役 港 太郎

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

☒ 騒音規制法第14条第1項(第2項)

特定建設作業を実施するので、 の規定により、次のとおり届け出ます。

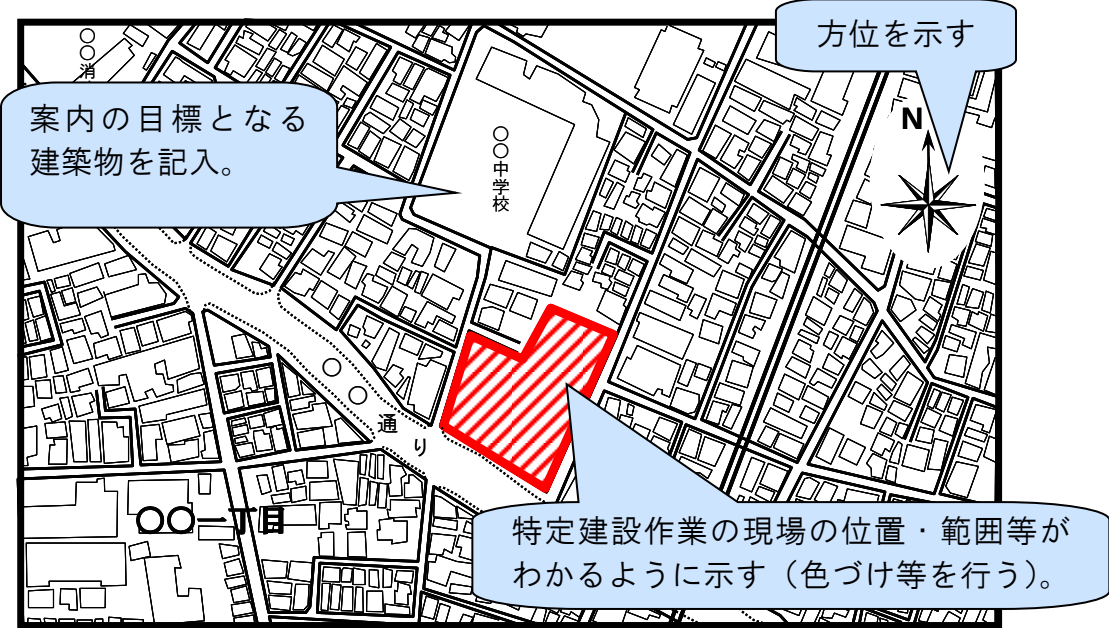
☒ 振動規制法第14条第1項(第2項)

③	建設工事の名称	〇〇ビル解体工事				
	建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	事務所ビル・鉄筋コンクリート造・地上15階地下3階建て				
	特定建設作業の種類 (該当番号に丸印)	騒音規制法 1. くい打ち(くい抜き)作業 2. びょう打ち作業 ③ さく岩機作業 ㊦ 解体 イ杭頭処理 ウ その他) 4. 空気圧縮機の作業 5. その他 ()		振動規制法 1. くい打ち(くい抜き)作業 ② プレーカーを使用する作業 3. その他 ()		
④	特定建設作業に使用される騒音規制法施行令・振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様(該当番号に丸印)	騒音規制法 1. バイブロハンマー 2. ドロップハンマー ③ ジャイアントプレーカー ④ ハンドプレーカー ⑤ 空気圧縮機 6. その他 ()		振動規制法 1. バイブロハンマー 2. ドロップハンマー ③ ジャイアントプレーカー 4. その他 ()		
⑤	特定建設作業の場所	港区新橋〇-〇-〇〇				
⑥	特定建設作業の実施の期間、開始時間及び終了時間	令和〇年〇月〇日 至 令和〇年△月△日 □□日間	作業開始 自 9 時	作業終了 至 17 時	作業日 ☆☆日 (日曜・祝日を除く)	1日の実働時間 7 時間
⑦	騒音・振動の防止の方法 (該当番号に丸印)	騒音防止の方法 ① 行程・作業内容等を周辺住民に事前説明 ② 作業時間に配慮する ③ 防音パネルの設置・防音シートの養生 ④ 低騒音型機械の採用 ⑤ 機械・車両を丁寧・慎重に操作・運転する 6. 作業位置の工夫 7. その他 ()		振動防止の方法 ① 行程・作業内容等を周辺住民に事前説明 ② 作業時間に配慮する ③ 機械・車両を丁寧・慎重に操作・運転する ④ 低振動型機械の採用 5. 軟弱地盤の改良 6. 防振溝を掘る 7. 作業位置の工夫 8. その他 ()		
⑧	発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	港区新橋×-×-× 株式会社△△不動産 代表取締役社長 東京 太郎 電話 ××××-××××				
⑨	届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	作業所長 港 一郎 電話 ××××-××××				
	下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び連絡場所	東京都〇〇市〇〇町×-×-× 株式会社□□建設 代表取締役 新橋 一郎 電話 ××××-××××				
⑩	下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 新橋 三郎 電話 090-××××-××××				

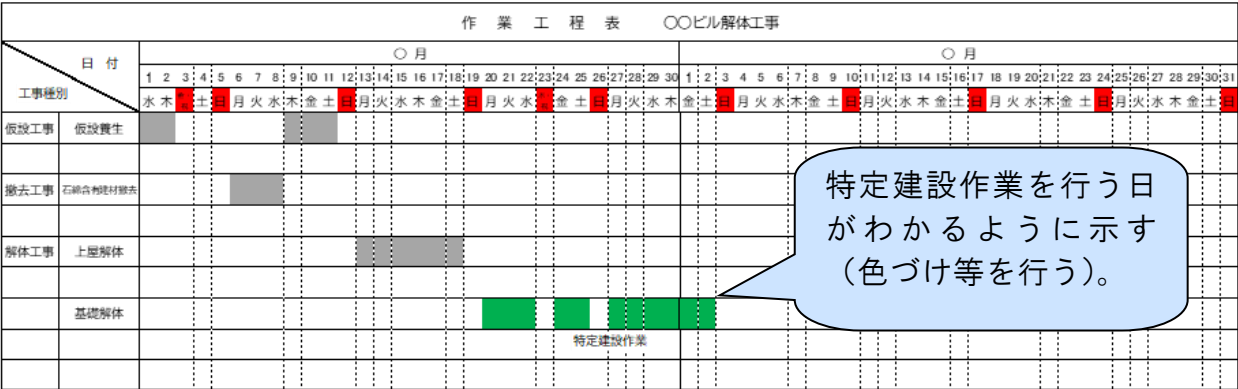
6. 届出書の添付書類

(ア)現場周辺地図

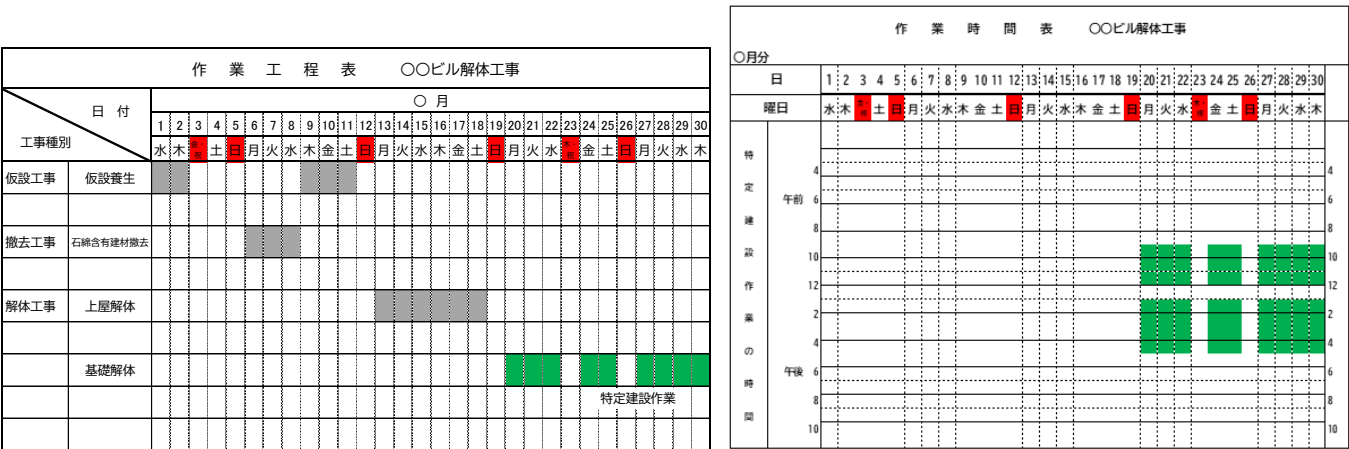
市販の住宅地図等は著作権法の著作物に該当し、著作権者の許可のない複製物は使用できないので、著作権者の承諾を得た著作物の複製物を添付する。



(イ)全工程表（工事全体の概要を示した工程表で特定建設作業の工程を明示したもの）



(ウ)月ごとの工事工程表及び作業時間表



(エ)使用する機械の名称、型式及び仕様が確認できる書類（カタログの写しなど）

(オ)その他（必要に応じ添付）

道路工事等で夜間や休日に特定建設作業に該当する工事を行う場合は、所轄警察署の道路使用許可申請書及び許可証、理由書、近隣との協議書等の写しを添付する。

よくある質問

特定建設作業の届出後に、記載事項の変更等が生じた場合はどのような手続きが必要ですか。

変更等が生じた場合は、速やかに届出書の副本を持参のうえ、届出期間内に来庁してください。
(作業工程が大きく変わる時は、新しく工程表を作成し、2部提出してください。)

特定建設作業の届出後に、実施期間を延長する場合はどのような手続きが必要ですか。

実施期間を延長する場合は、延長開始日の7日前までに新たな届出を提出してください。

長期間に渡り実施する作業で、終了時期が翌年度になる場合の届出方法を教えてください。

年度による届出の再提出は必要ありません。ただし、騒音・振動の発生時期を正確に把握するため特定建設作業の実施期間は、1年間を上限として届出してください。それ以降の届出については、前届出に記載した特定建設作業の実施期間終了日の7日前（閉庁日の場合はその前日）までに再度、届出を提出してください。

特定建設作業が1日だけの場合も届出が必要ですか。

1日で終わる場合は、届出の必要はありません。ただし、工事期間中に特定建設作業が1日だけの日が、複数日ある場合は届出が必要です。

● **周辺の状況調査**

- ・ 法令上の用途地域を確認する。
- ・ 住宅の構造、塀などの状況を調査する。

● **十分な防音・振動対策**

- ・ 工事現場周囲に防音パネル、防音シート等の措置を行う。

● **作業工程・時間**

- ・ 工期に余裕を持たせ、作業工程に無理の無いようにする。
- ・ 特定建設作業以外の作業についても騒音・振動対策に力を注ぎ、日曜・祝日の作業、夜間作業を避ける。

● **説明会等の実施**

- ・ 現場付近の住民の理解を得るよう、事前に周知する。

● **苦情発生時の迅速な対応**

- ・ 住民からの苦情が発生した場合は迅速に対応する。

● **その他の注意事項**

- ・ 解体作業時は散水等を行い、ほこりが立たないように努める。
- ・ 鉄骨及び鉄パイプ等の建築資材の落下音を抑える。
- ・ 工事車両の出入りによる道路の汚れに注意する。
- ・ 営業・日常生活の妨害にならないよう配慮する。
- ・ 作業開始前には機器の整備点検を行う。
- ・ なるべく最小限の重機で作業し、移動も最小限にする。
- ・ 連続作業は極力控える。

特定・指定建設作業の種類

※ 指定建設作業は届出不要です。

特定・指定建設作業の種類	騒音・振動規制法 (特定建設作業)		環境保全条例 (指定建設作業)		主要機械・工法	備 考
	騒音	振動	騒音	振動		
くい打機 を使用する作業 1 既製杭 ●直打工法 ・打撃工法 ・振動工法 ・圧入工法 ●埋め込み工法 ・プレボーリング工法 ・セメントミルク工法 ・中掘工法 2 現場造成杭（場所打杭）	○ ○ ○— ○ ○ ○ ○	○ ○ ○— ○ ○ ○ —	— — — — — — —	— — — — — — ○	・ディゼルパイルハンマ ・ドロップハンマ ・もんけん※ ・油圧ハンマ ・エアハンマ ・バイブロハンマ ・油圧、ワイヤ圧入 アースオーガ + 直打工法	※動力使用の場合該当 (ドロップハンマ)
	— — — —	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	— — — —	・アースドリル工法 ・リバースサーキュレーション工法 ・地下連続壁工法 ・ベノト工法	
くい抜機 を使用する作業 ●直打工法 ・打撃工法 ・油圧式	○ ○	○ —	— —	— ○	・パイルエクストラクタ	
くい打くい抜機 を使用する作業 ・振動工法 ・圧入工法	○ —	○ —	— —	— —	・バイブロハンマ ・油圧、ワイヤ圧入	
びょう打ち機 を使用する作業 ・リベット打ち ・その他	○ —	— —	— ○	— —	・リベッティングハンマ ・インパクトレンチ	
さく岩機 を使用する作業 ・手持ち式 ・その他	○ ○	— ○	— —	○ —	・ハンドブレーカ、レッグドリル、ピックハンマ、ドリフタ等 ・ジャイアントブレーカ	移動する作業では 1 日における 2 地点間の最大距離が 50m 以下の作業に限る
ブレーカ を使用する作業	○	○	—	—	・ジャイアントブレーカ	
コンクリートカッター を使用する作業	—	—	○	—		
空気圧縮機 を使用する作業 ・エンジン式等 ・電動式	○ —	— —	— —	○ —	15kw(約 20 馬力)以上のもの	アースオーガ作業、SMW 工法、給水管更生工事に使用する場合も特定建設作業に該当

コンクリートプラントを設けて行う作業	○	—			・混練容量 0.45 m ³ 以上のもの	モルタル製造用は除く
アスファルトプラントを設けて行う作業	○	—			・混練重量 200 kg以上のもの	
コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業	—	—	○	—		道交法に規定する交通規制が行われている場合、作業時間は午前 7 時から午後 9 時まで
原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業	—	—	○	—		さく岩機を使用する作業を除く
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—	○	○	—		
動力、火薬を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—	—	○	○	・圧砕機等 ・発破作業	移動する作業では 1 日における 2 地点間の最大距離が 50m 以下の作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。
舗装版破碎機を使用する作業 ・ハンマを落下させるもの	—	○	○	—	・ドロップハンマ車	移動する作業では 1 日における 2 地点間の最大距離が 50m 以下の作業に限る。
締固め機械を使用する作業	—	—	○	○	・振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマ等	
バックホウを使用する作業	○	—	—	○	・80kw 以上のもの	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。 ※一覧は東京都環境局のホームページを参照
トラクターショベルを使用する作業	○	—	—	○	・70kw 以上のもの	
ブルドーザを使用する作業	○	—	—	○	・40kw 以上のもの	
その他掘削機械を使用する作業	—	—	○	○	・バックホウ、パワーショベル、ブルドーザ等（騒音・振動規制法の対象となるものを除く）	移動する作業では 1 日における 2 地点間の最大距離が 50m 以下の作業に限る。

特定建設作業の騒音と振動の規制基準

騒音規制法「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」・振動規制法施行規則第 11 条別表第 1（抜粋）

特定建設作業の種類		騒音	振動	作業時間	延1日における作業時間	同一作業場所における作業期間	お日曜・休日における作業	
騒音規制法	振動規制法	敷地境界における音量 (dB)	敷地境界における振動の大きさ (dB)					
1 くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。）	1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	85	75	午前7時から午後7時まで	10時間以内	連続6日以内	禁止	
2 びょう打機を使用する作業	—		—					
3 さく岩機を使用する作業※1	4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業※1		75					
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kw 以上）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	—		指定建設作業に該当					
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m3 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	—		—					
—	2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	指定建設作業に該当	75					
—	3 舗装版破砕機を使用する作業※1							
6 バックホウ（原動機の定格出力が 80kw 以上）を使用する作業※2	—	85	指定建設作業に該当					
7 トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kw 以上）を使用する作業※2	—							
8 ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kw 以上）を使用する作業※2	—							
(注)				アイウエ	アイ	アイウエオ		
※1 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。				作業時間等の適用除外項目				
※2 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。一覧は国土交通省のホームページに掲載されています。								
				ア 災害その他非常事態の緊急作業				
				イ 生命・身体の危険防止作業				
				ウ 鉄道・軌道正常運行確保				
				エ 道路法による道路占用許可及び道交法による道路使用許可条件が夜間（休日）指定の場合				
				オ 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合				

指定建設作業の騒音と振動の勧告基準

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第 61 条別表第 14（抜粋）

指定建設作業の種類	騒音	振動	作業時間	延1日における作業時間	同一作業場所における作業期間	日曜・休日における作業
	敷地境界における音量 (dB)	敷地境界における振動の大きさ (dB)				
1 圧入式くい打機、油圧式くい抜機を使用する作業	—	70	午前 7 時から午後 7 時まで	10 時間以内	連続 6 日以内	禁止
穿孔機を使用するくい打設作業	80					
2 インパクトレンチを使用する作業						
3 コンクリートカッターを使用する作業 ※1						
ジャイアントブレーカー以外のブレーカー及びさく岩機を使用する作業	騒音規制法に該当	70				
4 ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業 ※1	80					
5 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kw 以上）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	騒音規制法に該当	65				
6 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業 ※1	80	70				
7 コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 ※2		—				
8 原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業（さく岩機を使用する作業を除く。）						
9 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業（圧砕機等） ※3	85	75 鋼球使用は振動規制法に該当				
(注) ※1 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。 ※2 道交法に規定する交通規制が行われている場合、作業時間は午前 7 時から午後 9 時まで。 ※3 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。			アイ ウエ	アイ	アイウ エオ	
作業時間等の適用除外項目 ア 災害その他非常事態の緊急作業 イ 生命・身体の危険防止作業 ウ 鉄道・軌道正常運行確保 エ 道路法による道路占用許可及び道交法による道路使用許可条件が夜間（休日）指定の場合 オ 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合						

「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」のご案内

港区では、建築物の解体工事や石綿除去等工事にあたり、事前に工事施工者が石綿使用の有無の調査を行い、その結果を区に報告することや、工事の発注者等が工事の内容を近隣の住民の方々に周知することで、石綿の飛散と紛争を予防し、工事の適正化を図ることを目的とした「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」を定めています。

●対象となる工事

- ◇ 建築物のうち、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事を行う場合
- ◇ 大気汚染防止法第2条第11項に定める特定粉じん排出等作業を伴う工事を行う場合

※ 上記工事を行う場合の全ての建築物等について対象となります。

●ホームページのご案内

港区ホームページ(<https://www.city.minato.tokyo.jp/>)から、「港区建築物の解体工事等の事前周知に関する要綱」の手続きのご案内は以下をご覧ください。

ホーム > 環境・まちづくり > 建築・開発 > 既存建築物に関する手続き等 > 建築物の解体工事等を行うとき

特定建設作業 ～実施届出の手引き～

令和7年(2025年)3月改訂
港区環境リサイクル支援部環境課
環境指導アセスメント係

〒105-8511 東京都港区芝公園1-5-25
電話(直通) : 03-3578-2491 ~ 2
ファックス : 03-3578-2489